

戦略的創造研究推進事業
(社会技術研究開発)
平成28年度研究開発実施報告書

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

「妊娠期から虐待・DVを予防する支援システムの確立」

藤原 武男
(東京医科歯科大学、教授)

目次

1. 研究開発プロジェクト名	2
2. 研究開発実施の要約	2
2 - 1. 研究開発目標.....	2
2 - 2. 実施項目・内容.....	2
2 - 3. 主な結果.....	2
3. 研究開発実施の具体的内容	4
3 - 1. 研究開発目標.....	4
3 - 2. 実施方法・実施内容.....	5
3 - 3. 研究開発結果・成果.....	7
3 - 4. 会議等の活動.....	13
4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況	14
5. 研究開発実施体制.....	15
6. 研究開発実施者	16
7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など	17
7 - 1. ワークショップ等	17
7 - 2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など	17
7 - 3. 論文発表.....	18
7 - 4. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）	18
7 - 5. 新聞報道・投稿、受賞等.....	18
7 - 6. 知財出願.....	18

1. 研究開発プロジェクト名

妊娠期から虐待・DVを予防する支援システムの確立

2. 研究開発実施の要約

2 - 1. 研究開発目標

児童虐待を未然に防ぐため、妊娠届を活用した妊娠期からの、市町村行政が活用可能な、保健師およびNPOによるハイリスク妊婦支援アプリを開発する。また、その前提となる妊娠届および健診データの電子化の支援を行う。具体的な成果としては行政・保健師（公）とNPO（私）が、個人情報に同意に基づき共有し、セキュリティにも配慮した上で、虐待・DVハイリスク群（私）にアプローチし、これまでになかった具体的な支援内容を搭載し、データをモニタリングできるアプリによって支援を行う。この保健師支援についての研修システム等も構築し、持続可能性の高いシステムをめざす。さらにそのデータをフィードバックさせることにより虐待予測アルゴリズムおよび誰にどんな内容の支援を行えば効果的か、についての精緻化をおこなえるシステムを成果とする。

2 - 2. 実施項目・内容

- (1) 足立区における妊娠届データを用いた虐待・DVハイリスク予測アルゴリズムの作成
- (2) 愛知県における妊娠届データを用いた3歳までの虐待予測アルゴリズムの作成
- (3) 保健師・NPO支援アプリの開発
- (4) 虐待予防パッケージ教材を用いた保健師研修
- (5) 個人情報セキュリティの検討
- (6) 児童虐待予防のための個人情報共有および同意に関する検討
- (7) 虐待の社会的・医療的コスト試算と虐待予防支援パッケージの費用対便益分析

2 - 3. 主な結果

児童虐待を未然に防ぐため、妊娠届を活用した妊娠期からの、市町村行政が活用可能な、保健師によるハイリスク妊婦支援アプリ「そだつWA」を開発した。具体的には、訪問前の保健師のトレーニング、データ管理、訪問中の介入コンテンツおよびアセスメント、そして訪問後のデータ管理、という大枠を作成し、訪問前において動機づけ面接を基盤とした面接手法のトレーニング、また訪問中における妊婦自身のメンタルヘルスマネジメントを目的としたコンテンツ、また栄養・健康管理を主としたコンテンツ、そしてDV因子を把握する尺度を作成し、訪問中に簡便に視聴・入力できるようにした。さらに、支援者が誰に何をどのように介入したかについてのログを残せるようにし、介入効果測定のための基盤を形成した。内容ごとに列挙すると以下の通りである。

- (1) 足立区における社会実装前の妊娠届データの提供をうけるべく、足立区と東京医科歯科大学で協定書を結んだ。
- (2) 愛知県で協力のえられた7市町（名古屋市、半田市、西尾市、蒲郡市、田原市、豊川市、大口町）において、妊娠届から3歳児健診までの縦断データの提供をうけ、名古屋市を例に粗解析を行った。
- (3) 足立区において活用できる妊婦への家庭訪問時に活用できるアプリ「そだつWA」を開発し、試験的に実施した。
- (4) 森田プロジェクトを共同で保健師研修を平成29年度に実施することとなった。
- (5) 個人情報セキュリティとして、被験者情報収集において、被験者の環境全てに適合するような小型の収録環境を構築した。
- (6) 公と私の個人情報の共有の合意内容および合意のあり方、そして行政とNPOの個人情報の共有のあり方について検討した。
- (7) 包括医療費支払い制度（Diagnosis Procedure Combination、DPC）データを用いて、重症度の高い乳幼児揺さぶられ症候群（または虐待による頭部外傷）を国際疾病分類第10版（ICD-10）によるコードを用いて定義し、それによるケース数をカウントし、発生率を推定した。

3. 研究開発実施の具体的内容

3 - 1. 研究開発目標

(1) 支援システム開発グループ

- ・足立区における妊娠届データを用いたDVハイリスク予測アルゴリズムの作成のために、妊娠届データを取得すること。
- ・愛知県における妊娠届データを用いた3歳までの虐待予測アルゴリズムの作成のために、妊娠届から3歳児健診までの縦断データを取得すること。さらにそのデータをもとに粗解析を行なうこと。
- ・保健師・NPO支援アプリのコンテンツを開発すること。
- ・虐待予防パッケージ教材を用いた保健師研修を森田プロジェクトと連携して企画すること。

(2) アプリ開発グループ

- ・保健師、NPOが虐待ハイリスク妊婦を支援する際に活用できるアプリの開発
- ・アプリを用いた支援で得られた妊婦の知識・行動等と行政が有する妊娠届、各種健診データと個人情報とを秘匿しながら突合するシステムの開発

(3) 個人情報法制度グループ

- ・妊娠届の情報をどのようにNPOおよび研究者と共有するか、また業務委託を受けたNPOが間接的に得た住民の情報をどのように行政と共有するか、参加住民の同意をどのように取るべきか、得られた情報の管理手法(暗号化等)を含めて検討すること。
- ・日本における児童虐待に関する個人情報の公／私における共有および同意について文献調査および足立区における実例について問題点をまとめる。特に、公と私の個人情報の共有の合意内容および合意のあり方、そして行政とNPOの個人情報の共有のあり方についてまとめること。
- ・その他プロジェクト全体の進捗に応じて必要な事項に対応すること。

(4) 個人情報セキュリティグループ

- ・行政および民間NPOが知りえた個人情報を突合し管理する際の機微情報に対するプライバシー保護の観点から、それぞれ個人情報セキュリティのあり方を検討すること。具体的には、子供と家庭の情報は特に機微の情報でもあり、個人情報保護の管理からその手段を検討しておくことは喫緊の課題である。当グループでは、その問題についても検討する。

(5) コスト試算グループ

- ・包括医療費支払い制度 (Diagnosis Procedure Combination、DPC) データを用いて、重症度の高い乳幼児揺さぶられ症候群 (または虐待による頭部外傷) を国際疾病分類第10版 (ICD-10) によるコードを用いて定義し、その実態を明らかにすること。

3 - 2. 実施方法・実施内容

(1) 支援システム開発グループ

足立区における妊娠届データおよび乳幼児健診データを連結し、東京医科歯科大学で解析を実施することについて、足立区と協議を繰り返し行った。

また、アプリ開発と関連し、妊娠届においてDV加害者のリスク因子を明らかにするためにパートナーに関する調査票を作成し、データベースを構築すべく、DVに関する文献検索を行い、さらに日本駆け込み寺におけるDV被害者・加害者の情報提供をうけた。

また、愛知県で妊娠届と3歳児健診までの縦断データ提供を呼びかけた。名古屋市においてはデータをリンクし医科歯科大学に提供することについての同意書が必要と判断され、すべての妊婦に同意書を送付し、切手を貼った返信用封筒で名古屋市に返信のあったものみのデータとなった。

そして、アルムと連携し、妊娠期からの保健師による家庭訪問を支援するためのアプリのコンテンツ「そだつWA」を既存の文献をもとに開発した。

さらに、森田プロジェクトを共同で保健師研修すべく、合同会議を行った。

(2) アプリ開発グループ

本プロジェクトにおいて、具体的な社会実装のコンテンツとなる重要な部分である。

個人情報保護について個人情報セキュリティグループと連携し、十分に配慮しながら、行政にとって汎用性の高いアプリを開発した。具体的には、妊娠届を受理するところから、行政としての妊婦に対するサポートが開始するが、本システムでは、タブレットアプリ(iOS)とクラウドがVPNで連携し、行政システムとは直接的な連携はせず、個人を特定できる情報を取り込むことなく運営できる方法を実現した。

タブレットアプリとクラウドも十分にセキュリティに配慮し、VPN内のみ通信を許可、MDM(遠隔モバイル端末管理システム)を導入、また、タブレットアプリには指紋認証を多重で付与し盗難や紛失した場合も想定し対応した。

一方、行政とは、妊婦を取り違えることなく且つ個人を特定することがなく運営できるように、妊婦にシステム専用の管理番号を付与してデータベースに登録し、一切の個人情報をクラウド上にあげないようにした。

コンテンツは、支援システム開発グループと連携し、3度にわたり、足立区の保健師からのヒアリングを実施し、本システム開発において、フィードバックをうけながら、開発を進めた。コンテンツを搭載することは当然ながら、妊婦毎の訪問記録(アセスメント、申し送り事項の記録)やスケジュール機能なども充実させ保健師の業務効率化も考慮した。

系統的にトラッキング機能を搭載し、保健師のアプリ活用程度(訪問前)、訪問先でのアプリ活用程度(訪問中)のデータを自動的に取得するようにした。この機能を用いて、訪問中に見たコンテンツについては、訪問記録の「実施内容」に自動反映されるように開発した。

(3) 個人情報法制度グループ

本課題では、母子保健法に基づいて提出される妊娠届を通じて収集した情報をDV・虐待リスクの把握のために利用することを想定している。そこで、妊娠届由来の情報を利用する際の問題点について、足立区個人情報保護条例(以下、区条例という)に照らして検討を行った。

その他プロジェクト全体の進捗に応じた必要な事項への対応として、法的親子関係確認のためのツールの開発を行った。

(4) 個人情報セキュリティグループ

インタビューを受ける被験者の負担を考慮した、機微的な情報の収集環境の設計、構築を行う。特に、機微情報、個人情報の種類において区分の整理を行い、情報管理レベルの設定を行う。また、情報提供に関わる同意についても、個人情報保護法の観点から検討する。なお、初年度においては環境の設計、構築を行うこととする。

(5) コスト試算グループ

東京医科歯科大学の伏見教授と共同し、DPCデータの解析を行った。具体的には、2010年1月～2013年12月に入院した3歳未満の症例を対象に、ICD-10コードの組み合わせ（下記表1）を用いて、Presumptive AHT（狭義の定義：頭蓋内損傷と、身体的虐待または眼底出血あり、除外項目なし）と Probable AHT（広義の定義：頭蓋内損傷あり、身体的虐待・眼底出血なし、除外項目なし）を特定し、抽出した。

表1. 対象症例(虐待による頭部外傷、Abusive Head Trauma (AHT))の定義

	Code	Description
Presumptive AHT ^{a)}	S06.0-S06.9	Intracranial injury
	、 T905	Sequelae of intracranial injury classifiable to S06
	T74.1、	Physical abuse、 Other maltreatment
	T74.8、	syndromes、 Maltreatment syndrome、
	T74.9	unspecified
	H356	Retinal haemorrhage
Probable AHT ^{b)}	S06.0-S06.9	Intracranial injury
	T905	Sequelae of intracranial injury classifiable to S06
Exclusion criteria	D65-69	Coagulation defects、 purpura and other haemorrhagic conditions
	E56.1	Deficiency of vitamin K
	P53	Haemorrhagic disease of fetus and newborn
	P10-P15	Birth trauma
	P52.8	Other intracranial (nontraumatic) haemorrhages of fetus and newborn
	P52.9	Intracranial (nontraumatic) haemorrhage of fetus and newborn、 unspecified

得られたデータより、0-2歳人口10万人あたりにおける、Presumptive AHTと Probable AHTの年度ごとの発生数を計算し、推移を記述した。患者間で、臨床症状や転帰を比較す

るため、月齢、性別、来院時の意識状態（Japan Coma Scale (JCS)）、入院期間、救急車使用の有無、退院時転帰について記述し、単変量解析を行った。

3 - 3. 研究開発結果・成果

(1) 支援システム開発グループ

足立区における妊娠届データおよび乳幼児健診データを連結し、東京医科歯科大学で解析を実施することについて、足立区と協定書を交わした。これは、個人情報を含まない形で東京医科歯科大学において分析するため、個人情報審議会の承認は必要ないとの判断であった。さらに、足立区の妊娠届データの分析に関して東京医科歯科大学倫理委員会の承認を得た。

データに関しては、一括で提供を受ける方が効率的であることから、足立区における平成28年4月ー平成29年3月までの12か月分の電子化された妊娠届（N=5000）のデータを平成29年5月にうける予定になっている。

また、アプリ開発と関連し、妊娠届においてDV加害者のリスク因子を明らかにするためにパートナーに関する調査票を作成し、データベースを構築した。このリスク因子の選定にあたり、日本駆け込み寺におけるDV被害者・加害者の情報提供をうけた。

また、愛知県で協力のえられた7市町（名古屋市、半田市、西尾市、蒲郡市、田原市、豊川市、大口町）において、妊娠届から3歳児健診までの縦断データの提供をうけ、名古屋市を例に粗解析を行った（詳細は知財に絡むため割愛）。

そして、アルムと連携し、妊娠期からの保健師による家庭訪問を支援するためのアプリのコンテンツ「そだつWA」を開発した。具体的にはアプリ開発グループの報告に譲るが、訪問前の保健師のトレーニング、データ管理、訪問中の介入コンテンツおよびアセスメント、そして訪問後のデータ管理、という大枠を作成し、訪問前において動機づけ面接を基盤とした面接手法のトレーニング、また訪問中における妊婦自身のメンタルヘルスマネジメントを目的としたコンテンツ、また栄養・健康管理を主としたコンテンツ、そしてDV因子を把握する尺度を作成し、訪問中に簡便に視聴・入力できるようにした。

さらに、森田プロジェクトを共同で保健師研修を平成29年度9月に実施することとなった。

(2) アプリ開発グループ

開発システムはクラウド側のシステムとタブレットアプリに分類される。

システム名は、“そだつWA”と命名した。

足立区、保健師からのヒアリングの結果、業務フローに応じたシステム構成となっている。タブレットは起動後指紋認証を行い、“そだつWA”のアイコンをクリックして、以下の流れで利用する。

ログイン画面。
 まずは、保健師は自身のIDとパスワードにより認証をうける。



妊婦宅へ訪問前・訪問中・訪問後の3つのモードがある。



訪問前では、保健師のリテラシーを向上させるべく、面接スキル向上のための学習コンテンツや、妊婦のメンタルヘルス支援方法を学習できるコンテンツを動画・音声等も用いて準備している。



また、訪問前-訪問準備では、妊婦の新規登録、過去の訪問記録やアセスメントの記録が参照でき、妊婦への継続的支援内容の確認が容易にできる。



本日訪問予定の妊婦さんを選択登録すると本日の訪問先一覧に表示され、「訪問中」の一覧としても表示される。



「訪問中」の一覧表示結果。



「訪問中」では訪問先で保健師と妊婦と一緒にみるコンテンツを準備。妊婦のメンタルヘルス向上を支援するコンテンツを充実させている。妊婦に必要な情報を地図上にマップし、保健師が妊婦を支援する際に「どこに行けばいいか」の共有がすぐに可能である。



訪問後では、訪問記録・申し送り状・アセスメント記録の記入、気持ちの温度計の判定内容の参照ができる。



以上のように、妊娠届を契機とし、保健師およびNPO等によって妊婦をサポートする

アプリの開発を実施した。コンテンツには具体的な支援内容を搭載し、トラッキング機能も搭載した。データは全て、クラウド上で管理をし、端末側には、セキュリティ・プライバシーの観点から保存されない。

これによって、行政が妊婦に対して、点ではなく「面」的な支援ができる可能性があると考えられる。

(3) 個人情報法制度グループ

妊娠届を通じて収集した情報の利用についての検討結果をまず述べる。

現在の足立区の妊娠届の様式(27-6500)には、情報の利用目的に関して「産前・産後サポートのため以下の設問にご記入をお願いします。(健康・生活支援以外では使用いたしません)」との注記がある。

個人情報保護の観点からは、収集時に特定された目的以外での個人情報の利用(目的外利用)は原則として禁止されるべきであるとされ(参照:個人情報保護法15条・16条)、区条例にも同旨の規定が置かれている(19条)。そのため、妊娠届を通じて収集された個人情報の利用目的は原則として産前・産後の健康・生活支援に限定される。DV・虐待のリスク把握のための情報の利用は、この目的の範囲内であると考えられ、条例上、情報の利用は許容されると考えてよい。

また、産前・産後の健康・生活支援の範囲を超える利用の場合であっても、例外規定、すなわち①本人の同意がある場合、②法令等(法令若しくは条例又はこれに基づく規則)に定めがある場合、③出版、報道等により、公にされている客観的事実である場合、④人の生命、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合、⑤所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合、⑥あらかじめ足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認める場合(19条但書)のいずれかに該当する場合には、情報の目的外利用が許容される。DVや虐待のリスクが高い場合には、上記④に基づき、産前・産後の健康・生活支援の範囲を超えた情報の利用が可能であると考えられる。また、⑥の審議会手続を利用することも考えられるが、審議会の判断によって利用の可否が左右されることとなる。

次に、妊婦以外の個人に関する情報の収集について述べる。

具体的な支援の段階に入った場合には、DV・虐待のリスクを評価するために近親者や同居人等、妊婦本人以外の個人に関する情報を、妊婦を通じて(すなわち、本人の同意なしに)収集することが考えられる。このような情報の収集は、本人以外からの個人情報の収集にあたり、区条例上は、一定の例外を除き原則として禁止される(12条1項)。

本人以外からの収集が許容される例外としては、上記(1)の①から⑥と同様の規定(12条2項)が置かれており、DV・虐待防止目的での収集の場合、要対協の支援対象である要保護児童・要支援児童とその保護者または特定妊婦の場合は②(法令等に定めがある場合/児童福祉法25条2)に基づき、それ以外の場合には、④(人の生命、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合)に基づいて正当化可能であると解釈することは可能であると考えられる。

ただし、要対協の支援対象外のケースでは、情報収集の目的がDV・虐待のリスク評価である場合も多いと考えられ、その場合にはDV・虐待のリスクがいまだ判定されていないため、「人の生命、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる」かどうかについては、議論の余地があると思われる。⑥の審議会手続の利用も考

えられる。

さらに、機微情報の収集について述べる。

区条例ではいわゆる機微情報の収集を原則として禁止しており、収集が許容される例外は、上記(1)②(法令等に定めがある場合)および⑥(審議会手続)の場合に限定される。区条例では、「思想、信条及び宗教に関する事項」、「人種及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項」、および「犯罪に関する事項」を機微情報と位置付けているが、DV・虐待のリスク把握のために妊婦またはその近親者等に関するこれらの情報の収集が必要となることは少なくないと思われる。現状では、要対協の支援対象である場合を除き②に基づく機微情報の収集は困難であると考えられ、⑥の審議会手続に基づいて情報を収集することとなるが、上述の通り、情報の利用の可否は審議会の判断に左右されることとなる。

結論として、妊娠届を通じて収集した情報の利用、妊婦以外の個人に関する情報の収集、および機微情報の収集について区条例の下でのあり方を検討した結果、いずれの場合も、区条例上の例外規定に基づいて情報を利用・収集することが可能であると考えられるが、DV・虐待のリスク評価のための情報の利用・収集の場合には、例外規定が定める「人の生命、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合」の要件を満たすか否かの点で議論の余地があること、また、審議会手続を経た情報の収集・利用も考えられるが、審議会の判断によって左右され、安定的な情報の利用が確保されない可能性があることを確認した。

以上から、DV・虐待のリスク把握を目的とした個人情報の適正かつ安定的な収集・利用を実現するためには、個人情報の収集・利用を含め支援事業全体の根拠となる区条例を設けて、②(法令等に定めがある場合)として情報を収集・利用することが望ましいと考えられる。

次に、その他プロジェクト全体の進捗に応じた必要な事項への対応として、法的親子関係確認のためのツールの開発を行った内容について述べる。

法律上の親子関係(父子関係)は、民法で規律され、懐胎・出産の時期や母の婚姻状態等によって決定される。支援を必要としている妊婦の場合、婚姻関係が複雑であったり、子の血縁上の父親が不明であったりするなど、子の法律上の父親の確定が容易でないことがある。保健師へのヒアリングを通じて、法律の専門知識をもたない保健師がこうした問題の相談を受けた場合に対応に苦慮している現状と、法律上の親子関係を簡便な方法で確認する手段の必要性を確認した。

そこで、本プロジェクトで開発中のアプリに組み込むことを想定して親子関係確認のためのツールを作成することとした。Yes/Noチャートの形式で、出産時期・婚姻状態等についての質問に答えていくことで想定される法的親子関係が結果表示されるものとし、パイロット版を試作した。さらに、さまざまなケースを想定してチャートの精緻化の作業を進めた。

次年度は、関連する法制度や法律用語等についての解説の作成とチャートの検証を進めるとともに、カップルの一方が外国籍であるケースでの相談が多いとのヒアリング結果に基づき、こうしたケースへの対応の可能性を検討する。

(4) 個人情報セキュリティグループ

今年度は、今後進めていく個人情報のための管理環境構築をメインとして、特に、被験者の負担軽減を考慮したインタビュー環境の設計、構築及び情報管理のあり方の検討を行った。通常のインタビューでは、記録として質問紙調査（用紙あるいはラップトップPC）に合わせて、ビデオ等による撮影が行われることが多い。しかしながら、非常にセンシティブな情報のやり取りを行うこともあり、映像記録には細心の留意が必要となる。そこで、今までと同様に映像・音声は収録することを前提とするが、その収録環境として被験者に意識をさせないシステムを構築する必要がある。このことから、被験者の環境全てに適合するような小型の収録環境を構築した。

また、情報管理にあたりクラウドを利用していることを想定するが、それにあたり情報をインターネットでやり取りするための要件について整理を個人情報保護の観点から整理を行った。具体的には、想定される実施主体が設定する情報セキュリティポリシーにおいて、インタビュー要件に適合しているかどうかの判定を行った。

(5) コスト試算グループ

対象となったAHT入院症例では、Presumptive AHTの75.9%、および、Probable AHTの51.7%が1歳未満であった。0～2歳人口10万人あたりにおける、Presumptive AHTとProbable AHTの発生率（図1）と、月齢ごとの分布（図2）を下記に示す。

図1. 人口10万人あたりの発生率

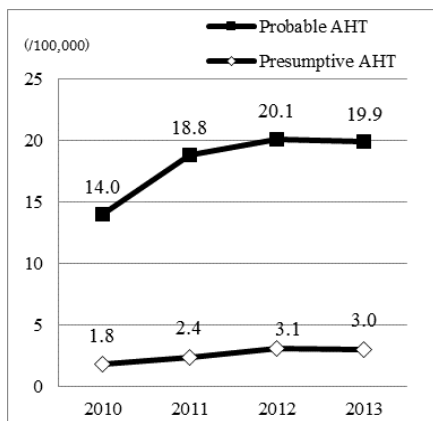
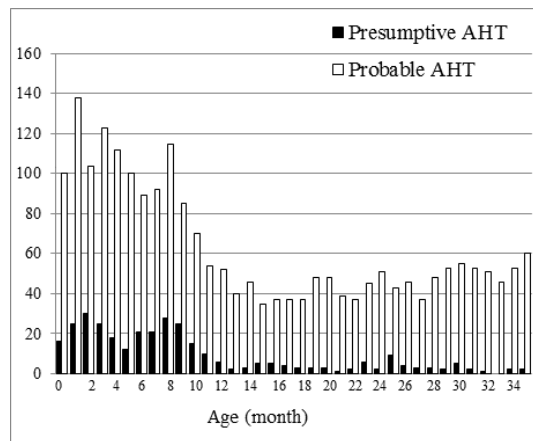


図2. 月齢別の発生数



広義のAHT(Probable AHT)では、0-2歳の小児人口10万人あたり、14.0-20.1人、狭義のAHT(Presumptive AHT)では、1.8-3.1人の発生率であった。月齢ごとの分布では、1-3ヶ月と8ヶ月ごろに、二峰性のピークを認めた。Presumptive AHTで入院していた児は、Presumptive AHTの児と比較して、有意に月齢が若く、意識状態が悪く(より低いJCSスコアである)、入院期間が長く、救急車を使用しており、退院時の転帰も悪かった。

3 - 4. 会議等の活動

年月日	名称	場所	概要
H28年10月5日	アプリ会議	東京医科歯科大学	来訪：アルム坂野
H28年10月18日	アプリ会議	東京医科歯科大	来訪：アルム坂野、猪俣

		学	
H28年10月29日	キックオフミーティング	JST東京本部	
H28年11月7日	アプリ会議	足立区役所	
H28年11月15日	アプリ会議	東京医科歯科大学	来訪：アルム西川
H28年11月21日	研究概要説明会	足立区役所	区長への概要説明
H28年12月1日	第1回班会議	東京医科歯科大学	
H28年12月8日	DV事例情報収集	新宿駆け込み寺	
H28年12月12日	アプリ会議(説明会)	足立区役所	各保健センターあて
H28年12月27日	アプリ会議	足立区役所	
H28年12月28日	協定書調印式	足立区役所	
H29年1月10日	アプリ会議	足立区役所	保健師あてアプリ説明・意見交換
H29年2月3日	DV事例情報収集	新宿駆け込み寺	
H29年2月7日	音声収録作業	スタジオノア 代々木	アプリに使用するナレーション収録
H29年2月8日	開発発表会	東京医科歯科大学	
H29年2月23日	合同研究会	福井	JST山田総括、藤井、東京医科歯科大学、黒田PJの友田グループ(福井大学他)との合同研究会
H29年3月23日	アプリ会議	足立区役所	
H29年3月23日	合同班会議	筑波大学	藤原PJと森田PJの合同班会議

4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況

開発したアプリは足立区で試用されている。29年度はハイリスク群への介入で試用し、30年度は他の保健センターでも展開する予定である。

また、開発したアプリを他の自治体および産科病院で活用すべく、アルム社が営業展開を行っている。

5. 研究開発実施体制

(1) 支援システム開発グループ

①藤原武男（東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 教授）

②実施項目：

- ・足立区における妊娠届を用いた虐待およびDV予測アルゴリズムの作成
- ・愛知県における妊娠届、3-4ヶ月児健診、1歳半児健診、3歳児健診、要保護児童対策協議会登録データとの突合と虐待ハイリスク群予測アルゴリズムの作成
- ・足立区における開発したアプリの活用とその効果検証
- ・森田プロジェクトと連携し、虐待予防パッケージを教材として開発
- ・虐待予防パッケージを用いた保健師研修の展開

(2) アプリ開発グループ

①坂野哲平（株式会社アルム 代表取締役）

②実施項目：

- ・保健師、NPOが虐待ハイリスク妊婦を支援する際に活用できるアプリの開発
- ・アプリを用いた支援で得られた妊婦の知識・行動等と行政が有する妊娠届、各種健診データと個人情報を秘匿しながら突合するシステムの開発

(3) 個人情報法制度グループ

①横野恵（早稲田大学 社会科学部 准教授）

②実施項目：

日本、アメリカ、イギリスにおける児童虐待に関する個人情報の公／私における共有および同意について文献調査および足立区における実例について問題点および解決策をまとめ、国際比較から得られる知見をもとにガイドラインの作成

(4) 個人情報セキュリティグループ

①猪俣敦夫（東京電機大学 未来科学部 教授）

②実施項目：

- ・行政および民間NPOが知りえた個人情報を突合し管理する際の機微情報に対するプライバシー保護の観点から、それぞれ個人情報セキュリティの検討
- ・その際に必ず問題となる、同意のあり方に関する検討

(5) コスト試算グループ

①星野崇宏（慶応義塾大学 経済学部 教授）

②実施項目：

- ・DPCデータ、レセプトデータを用いた重度の虐待事例の医療的コストの算出
- ・虐待の社会的コストの算出
- ・本パッケージの費用便益の算出

6. 研究開発実施者

研究グループ名：支援システム開発グループ

	氏名	フリガナ	所属機関等	所属部署等	役職 (身分)
○	藤原 武男	フジワラ タケオ	東京医科歯科大学	大学院医歯学総合研究科	教授
	伊角 彩	イスミ ア ヤ	東京医科歯科大学	大学院医歯学総合研究科	プロジェクト 研究員
	土井 里美	ドイ サト ミ	東京医科歯科大学	大学院医歯学総合研究科	プロジェクト 研究員
	大澤 万伊 子	オオサワ マイコ	東京医科歯科大学	大学院医歯学総合研究科	研究支援者
	長沼 千加 子	ナガヌマ チカコ	東京医科歯科大学	大学院医歯学総合研究科	研究補助員
	谷 友香子	タニ ユカ コ	東京医科歯科大学	大学院医歯学総合研究科	特別研究員
	木津喜 雅	キヅキ マ サシ	東京医科歯科大学	大学院医歯学総合研究科	講師
	森田 彩子	モリタ ア ヤコ	東京医科歯科大学	大学院医歯学総合研究科	助教
	加藤 承彦	カトウ ツ グヒコ	国立成育医療研究 センター研究所	社会医学研究部	室長
	三瓶 舞紀 子	サンペイ マキコ	国立成育医療研究 センター研究所	社会医学研究部	研究員
	越智 真奈 美	オチ マナ ミ	国立成育医療研究 センター研究所	社会医学研究部	研究員
	雨宮 愛理	アメミヤ アイリ	国立成育医療研究 センター研究所	社会医学研究部	共同研究員

研究グループ名：個人情報法制度グループ

	氏名	フリガナ	所属機関等	所属部署等	役職 (身分)
○	横野 恵	ヨコノ メ グム	早稲田大学	社会科学部	准教授

	塚林 美弥 子	ツカバヤシ ミヤコ	早稲田大学	大学院法学研究 科	博士後期課程
--	------------	--------------	-------	--------------	--------

研究グループ名：個人情報セキュリティグループ

	氏名	フリガナ	所属機関等	所属部署等	役職 (身分)
○	猪俣 敦夫	イノマタ アツオ	東京電機大学	未来科学部	教授

研究グループ名：アプリ開発グループ

	氏名	フリガナ	所属機関等	所属部署等	役職 (身分)
○	坂野 哲平	サカノ テ ツペイ	株式会社アルム		代表取締役社 長

研究グループ名：コスト試算グループ

	氏名	フリガナ	所属機関等	所属部署等	役職 (身分)
○	星野 崇宏	ホシノ タ カヒロ	慶応義塾大学	経済学部	教授

7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

7-1. ワークショップ等

なし

7-2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

(1) 書籍、DVD

なし

(2) ウェブサイト構築

東京医科歯科大学医学部のHPに足立区と協定書を結んだことが掲載された。

http://www.tmd.ac.jp/faculties-news/28_589452c8b148f/index.html

(3) 学会 (7-4.参照) 以外のシンポジウム等への招聘講演実施等
なし

7-3. 論文発表

なし

7-4. 口頭発表 (国際学会発表及び主要な国内学会発表)

なし

7-5. 新聞報道・投稿、受賞等

なし

7-6. 知財出願

なし